

コンピュータ化により 戸籍の証明書が変わります

平成6年12月の戸籍法一部改正により、戸籍事務をコンピューター処理できるようになりました。

これに伴い、コンピューター処理による戸籍事務を6月3日(月)から開始します。

◇証明書の交付が より早くなります

これまでは出生、婚姻などの届出が出されてから、紙の原本に記載し、コピーして証明書を発行してきまされた。そのため、証明書の発行までに多くの手間と時間を費やしました。今回、コンピューター化により、戸籍事務の効率化、迅速化が図られ、窓口での待ち時間が短くなり、証明書も見やすくなります。

◇氏名の「誤字」「略字」は 「正字」で移記します

戸籍の文字は、常用漢字、人名用漢字及びそのほか辞書に搭載されている文字で記載することになります。戸籍のコンピュータ化にあたって「誤字」「略字」で記載されている文字については、戸籍法上、「正字」などの文字になります。

左にあげた字で上にあげたものが誤字、矢印の下の子が正しい字となる一部の例です。

邊	邊	兼	藤	邊	邊
↓	↓	↓	↓	↓	↓
伊	伊	兼	藤	邊	邊
↓	↓	↓	↓	↓	↓
伊	伊	兼	藤	邊	邊

※上にあげた誤字の中で、次の例のような名字や名前は、コンピュータ化後は↓の下の子で表示される名字や名前になります。

(例)

渡邊	伊藤	座馬	中嶋	泰弘	博子
↓	↓	↓	↓	↓	↓
渡邊	伊藤	座馬	中嶋	泰弘	博子

それに伴って、名字・名前などで文字の変更がある人には、5月に文書でお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◇戸籍証明書の様式などが 変更されます

新しい様式の証明書は、従来の戸籍謄抄本とは、次のような点が変わります。

- 戸籍謄抄本の名称
戸籍謄本→戸籍の全部事項証明書
戸籍抄本→戸籍の個人事項証明書
戸籍の一部事項証明書
 - 様式
文章形式(縦書き)→
項目形式(横書き)
 - 用紙
白紙(B4・B5判)→
偽造防止用特殊紙(A4判)
朱肉印→黒色の電子公印
 - 公印
- 具体的には次のページにあげようような証明書に変更になります。